

財団法人日本オリンピック委員会役員報酬規程

(総則)

第1条 この規程は財団法人日本オリンピック委員会(以下「本会」という。)寄附行為第26条の規定に基づく、役員報酬に関する事項を定めるものとする

(有給の役員)

第2条 前条に基づく有給役員は次のとおりとする。

- (1) 会長
- (2) 専務理事
- (3) 会長が指名する常勤の理事
- (4) その他前3号に準ずるものとして会長が必要と認める役員

(報酬の額)

第3条 役員報酬額は理事会が定める役員報酬合計額の最高限度額を超えない範囲で会長が定める。

- 2 会長が前項に基づき報酬を定める場合は、その者の役職の内容、本会の業務に従事する日数・時間等の事情を考慮するものとする。

(報酬の支給)

第4条 報酬は年俸とし、これを12等分し毎月職員給与支給日に支給する。

- 2 法令に基づき控除すべき金額がある場合には、毎月の支給額から控除するものとする。

(退任慰労金)

第5条 役員が退任又は死亡したときは、会長が別に定めるところにより、退任慰労金を支給することができる。

(実施に関し必要な事項)

第6条 この規程の実施に関し、必要な事項は職員給与規程に準ずるものとする。

(補足)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。